

越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することにより、地域の再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの削減を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(適用通則)

第2条 補助金の交付等については、この要綱に定めるもののほか、国交付要綱及び越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額並びに交付申請書及び実績報告書の提出期限及び添付書類は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とししない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するとき。

(2) 法人にあつては、役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するとき。

(3) 個人にあつては、暴力団員に該当するとき。

(4) 市税を滞納しているとき。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める提出期限までに、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式

第1号。以下「交付申請書」という。)に、別表に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、その結果を補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定した場合は、その旨及び理由を補助金等不交付(交付取消)決定通知書(規則様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知別添。以下「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。

(2) 財産処分承認基準第4の規定により算定された財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(3) 補助対象事業の完了によって補助対象者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象者に返還させることができる。

(4) 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、市長から求められた場合は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

ア 補助対象事業により導入した設備が使用可能となった月から、1年分の使用状況調査報告書の提出

イ 国交付要綱第20条第1項の規定による地方環境事務所長による書類の

審査及び現地調査等

ウ その他市長が協力を依頼する事項

(事業実施期間)

第7条 交付決定者は、第5条の規定による交付決定の通知を受けた日以後に補助対象事業に着手し、当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月31日までに施工及び施工事業者への支払いを完了しなければならない。

(変更の承認)

第8条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金補助対象事業計画変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容(設備、金額等)を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業の変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認すべきと認めた場合は、その結果を補助金等交付変更承認決定通知書(規則様式第5号)により通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金補助対象事業廃止(中止)届出書(様式第8号。以下「補助事業廃止届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、別表に定める提出期限までに、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に、別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき

は、交付すべき補助金の額を確定して、補助金等確定通知書（規則様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の請求をしようとするときは、越前市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第13条 市長は、この要綱の施行に必要と認めるときは、交付決定者に対し、経理状況等必要な事項について報告させ、又は検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定（第8条第2項による変更の承認を含む。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 補助金の申請又は補助対象事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 補助事業廃止届出書の提出があったとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱その他関係法令の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じることができる。

3 交付決定者は、補助金の返還を命じられたときは、定められた期限内にこれを返還しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第16条 交付決定者は、第11条の規定による補助金等確定通知書の受領後において、補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、速やかに市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条の規定に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条の規定に準じて改めて補助金の額の確定を行うものとする。

3 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

第17条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定者は、取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内において、取得財産等を市長の承認を受けずに国交付要綱第2条に規定する目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定による市長の承認を必要とする財産は、取得価格が単価50万円以上の機器、器具及び備品とする。

(帳簿の整備等)

第19条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 交付決定者は、取得財産等について前条第1項で定める期間を経過するまでは、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(繰越しの特例)

第20条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第7条の規定にか

かわらず、事業実施期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により事業実施期間を延長するときは、第7条中「当該交付決定の通知を受けた日の属する年度」を「当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度」に、別表中「交付決定日の属する年度」を「交付決定日の属する年度の翌年度」に読み替えて適用する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第1項第5号及び第13条から第19条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。